

就学援助の ごあんない



就学援助（準要保護）とは

経済的な理由により小中学校への就学が困難な児童生徒の保護者に
学用品などの費用を援助する制度です。



対象となる方

国公立の小中学校に在学または入学するお子様の保護者で、生活保護に準ずる程度に生活に困窮されている方(世帯)が対象となります。
※詳しくは裏面をご覧ください。

援助の内容

学校給食費、新入学児童生徒学用品費、学用品費、通学用品費、
校外活動費、修学旅行・宿泊研修費、PTA会費・生徒会費、
体育実技用具費、医療費(学校病に係る)

申請方法

教育委員会にお越しいただき、受付票(同居者全員の氏名・前年中の収入や種類等)に記入していただきます。申請書をお渡しますので、申請書の記入及び学校長への連絡のうえ必要書類と併せて教育委員会にご提出ください。

なお、北斗市に居住し、北斗市外の小中学校に在学または入学する場合は、地区民生委員と面談していただきます。

北斗市教育委員会 学校教育課

〒049-0156 北斗市中野通2丁目13番1号 北斗市総合文化センター「かなで〜る」内

TEL: 0138-74-2000

○対象となる方(世帯)の認定方法

住民票の有無に関わらず、同じ家屋に同居している方全員の前年の収入（1月1日から12月31日まで）と、生活保護基準により算定した生活費の1.3倍とを比較し、生活保護基準により算定した生活費を収入が下回った場合に認定となります。

※収入

児童手当、児童扶養手当、養育費、慰謝料、失業保険、遺族年金、障害年金等のあらゆる収入を収入として計算します。給料については、生活保護基準による基礎控除額（収入額によって額が変わります）や所得税額等を控除した額を収入として計算します。

※生活保護基準により算定する生活費

同居している方の年齢、同居人数による基準額を積み上げて計算します。そのほか、持ち家かアパート等に居住しているかや家賃額によって生活費の基準額が異なります。

◇認定となるケース(あくまで参考です)

- ① 4人世帯で持ち家に居住している場合（父・母・中学2年生・小学4年生）
世帯の年収 父と母の給料あわせて 4,250,000円、児童手当 240,000円
- ② 3人世帯でアパートに居住している場合（母・小学校3年生・小学校1年生）
世帯の年収 母の給料 3,350,000円 児童手当 240,000円、
児童扶養手当 630,000円

※申請される方(世帯)の収入の種類や収入額・所得税額等、同居している方の年齢や同居人数、持ち家かアパートか等により異なります。就学援助を希望される方は、申請後に審査結果を通知しますので、申請いただくことをお勧めします。

○援助額・支給方法(主なもの)

- ・学校給食費・PTA会費・生徒会費【実費分全額援助】
教育委員会から直接、給食センター・学校へ納付します。
- ・新入学児童生徒学用品費【定額援助】 ※4月からの認定者のみ
小学校・中学校入学の児童生徒がいる世帯に対して文部科学省が定める補助単価を保護者へ支給します。
- ・学用品費・通学用品費・校外活動費【定額援助】
文部科学省が定める補助単価を年3回（7月・8月・12月）に分けて保護者へ支給します。
- ・修学旅行費・宿泊研修費【実費分全額援助】 ※実施前からの認定者のみ
学校へ通常どおりお支払いいただきます。実施後、学校が旅行費用等を精算し、学校から教育委員会に実施報告書が提出されたのち、保護者へ支給します。（支給まで一定期間要します）